

○天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領

(平成29年4月24日建築課長決裁)

(平成30年6月8日建築課長決裁)

(平成30年9月21日建築課長決裁)

(平成31年4月1日建築課長決裁)

(令和3年4月1日建築課長決裁)

(令和4年4月1日建築課長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、天草市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事を行う者に対する補助金の交付に関して天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要領に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、天草市の市税を滞納していないものとする。
- (3) 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法（熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則（平成26年6月24日規則第31号）第3条（1）に定める建築物耐震診断評価書類等を添付する場合を除き、限界耐力計算及び時刻歴応答計算による方法を除く。）

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第一号に示される方法

- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (6) 耐震改修設計 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された戸建て木造住宅に対して、地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事をいう。
- (8) 建替え設計 原則として同一敷地内で、上部構造評点が1.0未満の既存の戸建て木造住宅1棟すべてを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。

- (9) 建替え工事 建替え設計に基づいて行う工事をいう。
- (10) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。
- ア 熊本県及び他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評価を受け、その都道府県で補助対象工法として認められたもの
 - イ 国土交通大臣又は公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの
 - ウ 市長が上記ア又はイと同等以上と認めたもの
- (11) 設計者 耐震診断及び耐震改修設計を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた耐震診断士
 - イ 上記アに該当する者のほか、市長が認めた者
- (12) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。
- (13) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を施工する者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表に定めるとおりとする。

2 この要領に基づく補助金の交付は、本要領又は他の要綱等に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(契約締結及び事業着手)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

ただし、耐震改修工事に関する契約は、第13条第3項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととすることができる。

(変更申請)

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得るものと

する。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第8号）により市長へ届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第9号）により市長へ報告し、その指示を受けるものとする。

（補助事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行するものとする。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長へ報告するものとする。

（遂行命令）

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修設計完了の報告）

第13条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告（及び補助金交付変更承認申請）書（様式第10号）に市長が別に定める書類を添えて市長へ提出するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、前項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて、市長へ提出し、市長の承認を得るものとする。

3 市長は、提出された第1項の報告書及び第2項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工）

第13条の2 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

（中間検査）

第13条の3 補助事業者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視確認できる時期に達した場合、耐震改修工事中間検査申請書（様式第12号）に次に掲げる

関係書類を添えて市長に提出し、工事監理者の立会いのもと、市長が行う中間検査を受けるものとする。

- (1) 耐震改修工事及びその工事監理に係る契約書の写し
- (2) 耐震改修図面
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項により中間検査を実施した場合、その結果を耐震工事中間検査結果通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう補助事業者に指導するものとする。この場合において、補助事業者が指導に従わないときは、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（完了実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第14号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第16条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第17号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書の写し
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第15条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第8条第2項若しくは第3項、第13条第4項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付

されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第19号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（関係書類の管理等）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示するものとする。

（完了後の報告等）

第20条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

（代理受領）

第21条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第4条第1項の規定による補助金交付申請書又は第14条の規定による完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状（様式第24号）を市長に提出するものとする。

（代理受領の変更）

第22条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第25号）を市長に提出するものとする。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様式第26号）を市長に提出するものとする。

（規定の準用）

第23条 第21条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第16条から第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金請求書」とあるのは「代理受領補助金請求書」と読み替える。

(1) 補助金の請求及び交付

(2) 補助金の取消し

(3) 補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金請求書（様式第27号）には、次に掲げる書類を添えること。

(1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書

(2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

（補則）

第24条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この要領は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この要領の施行前に着手又は完了した事業については、第6条及び第13条の規定を除き、本要領の規定を適用する。

3 この要領の施行後3カ月以内に着手又は完了した事業についても、市長がやむを得ないと認める場合は、第6条及び第13条の規定を除き、本要領の規定を適用することができる。

附 則

第1条 この要領は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 この要領の施行前に着手又は完了した事業については、第6条及び第13条の規定を除き、本要領の規定を適用する。

3 この要領の施行後3カ月以内に着手又は完了した事業についても、市長がやむを得ないと認める場合は、第6条及び第13条の規定を除き、本要領の規定を適用することができる。

附 則

第1条 この要領は、平成30年9月21日から施行する。

(耐震改修設計に対する経過措置)

2 平成30年4月1日からこの要領の施行の前までにこの要領による改正前の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定により交付決定を受けて行われた耐震改修設計は、当該耐震改修設計が完了していないものに限り、この要領による改正後の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定による耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業への変更申請の対象とすることができる。

(建替え工事に対する経過措置)

3 平成30年4月1日からこの要領の施行の前までにこの要領による改正前の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定によりなされた建替え工事に係る交付決定は、当該建替え工事が完了していないものに限り、この要領による改正後の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定によりなされた交付決定とみなす。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

| | |
|----------------------|--|
| 補助事業名 | 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助 |
| 補助事業の目的 | 天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。 |
| 補助事業の対象となる者 | 補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） |
| 補助事業の対象となる住宅（補助対象住宅） | 次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 7 本要領又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの |
| 補助事業の対象となる経費（補助対象経費） | 補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用及び工事監理に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（少なくとも耐震改修工事に要する費用を含む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）ただし、改修前の上部構造評点が1.0以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。 |
| 補助率 | 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用の3分の2以内 |
| 補助金の額 | 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い方の額 |
| その他の事項 | 1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。 2 耐震改修工事は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくものであること。 3 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。 4 耐震改修工事は、工事監理者が工事監理するものであること。 5 附則（平成30年6月8日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。 |

別表 2 (第 3 条)

| | |
|--------------------------|--|
| 補助事業 | 耐震改修設計費補助 |
| 補助事業の目的 | 天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。 |
| 補助事業の対象となる者 | 補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） |
| 補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅） | 次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第3条第5号イに規定する罹災報告書 4 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの |
| 補助事業の対象となる経費 （補助対象経費） | 補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。） ただし、平成31年3月31日までにこの要領による改正前の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定に基づく補助金の交付を受けている場合にあっては、改修前の戸建て木造住宅についての耐震診断に要する費用を除く。 |
| 補助率 | 3分の2以内 |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断を行った結果、倒壊の危険性が無いと判断されたものについては、耐震診断に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は9.0万円のいずれか低い方の額 |
| その他の事項 | 1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること。 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること。 3 本事業は耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助事業該当分、建替え設計費及び建替え工事費の一括補助事業該当分には適用しない。 |

別表 3 (第 3 条)

| | |
|--------------------------|---|
| 補助事業名 | 耐震改修工事費補助 |
| 補助事業の目的 | 天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。 |
| 補助事業の対象となる者 | 補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） |
| 補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅） | 次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第3条第5号イに規定する罹災報告書 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること。 6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの |
| 補助事業の対象となる経費 （補助対象経費） | 補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 （工事監理に要する費用も含む。） |
| 補助率 | 2分の1以内 |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は60万円のいずれか低い方の額 |
| その他の事項 | 1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくものであること。 2 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。 3 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要領施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの）であること。 |

別表 4 (第 3 条)

| | |
|--------------------------|--|
| 補助事業名 | 建替え設計費及び建替え工事費の一括補助 |
| 補助事業の目的 | 天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。 |
| 補助事業の対象となる者 | 補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） |
| 補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅） | 次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの |
| 補助事業の対象となる経費 （補助対象経費） | 補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む）及び建替え工事に要する費用 （少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。） |
| 補助率 | 5分の4以内 |
| 補助金の額 | 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のいずれか低い方の額 |
| その他の事項 | 1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもので、かつ省エネ基準に適合するものであること。 2 工事監理者が工事監理するものであること。 3 本要領又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないものであること。 4 附則（平成30年6月8日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。 |

別表 5 (第 3 条)

| | |
|--------------------------|--|
| 補助事業名 | 建替え工事費補助 |
| 補助事業の目的 | 天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。 |
| 補助事業の対象となる者 | 補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） |
| 補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅） | 次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第3条第5号イに規定する罹災報告書 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの |
| 補助事業の対象となる経費 （補助対象経費） | 補助対象住宅の建替え工事に要する費用 （工事監理に要する費用を含まない。） |
| 補助率 | 23%以内 |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は60万円のいずれか低い方の額 |
| その他の事項 | 1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもので、かつ省エネ基準に適合するものであること。 2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要領施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は建築基準法に適合することを建築士が証明するもの）であること。 |

別表 6 (第 3 条)

| | |
|--------------|--|
| 補助事業名 | 耐震シェルター工事費補助 |
| 補助事業の目的 | 天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。 |
| 補助事業の対象となる者 | 補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） |
| 補助事業の対象となる住宅 | 次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成 28 年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第 3 条第 5 号イに規定する罹災報告書 4 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること 6 本要領に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの |
| 補助事業の対象となる経費 | 補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用 |
| 補助率 | 2 分の 1 以内 |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 20 万円のいずれか低い方の額 |
| その他の事項 | 本要領第 2 条第 10 号に規定する耐震シェルターであること。 |

別表 7 (第 3 条)

| | |
|--------------------------|---|
| 補助事業 | 耐震診断費補助 |
| 補助事業の目的 | 天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震診断を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。 |
| 補助事業の対象となる者 | 補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。） |
| 補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅） | 次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により被災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書 イ 熊本県住宅耐震化支援事業実施要領第3条第5号イに規定する罹災報告書 4 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの |
| 補助事業の対象となる経費 （補助対象経費） | 補助対象住宅の耐震診断に要する費用 |
| 補助率 | 3分の2以内 |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は9.0万円のいずれか低い方の額 |
| その他の事項 | 1 耐震診断は、設計者が実施するものであること。 2 耐震診断報告書は設計者が作成するものであること。 3 附則（平成30年6月8日施行）第1条第2項及び同条第3項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。 |